

クリーニング師が異動(雇用・転勤・退職等)した場合の届出を忘れずに!!



ここがポイント

クリーニング所開設時に届け出た事項(開設届)に変更があったときは、営業者は保健所に変更届の提出が必要です。

(例えば、施設の名称・代表者の変更、施設の構造設備の変更、クリーニング師の変更等)

- 従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は、速やかに届出をしましょう。
- 届出を行わないと、実際には従事していないクリーニング師宛にクリーニング師研修の受講案内が届くことになります。
- 引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。(クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して、免許を返納しましょう。)



クリーニング師の父親が引退したが、何か届出が必要なのかな？



従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況等に変更があった場合、保健所に変更届の提出が必要です。

◎ あなたのお店の届出・報告・申請状況をチェックしてみましょう!!

主な届出・報告・申請関係	主な管理者等関係
☐ クリーニング所等開設(変更)(承継)(廃止)届 ☐ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告 ☐ P R T R (第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出) ☐ 危険物取扱所設置許可(変更)申請 ☐ 建築確認申請 ☐ 中間検査申請 ☐ 完了検査申請 ☐ ボイラー設置届 ☐ 土壌汚染状況調査結果報告	☐ クリーニング師 ☐ 特別管理産業廃棄物管理責任者 ☐ 有機溶剤作業主任者 ☐ ボイラー取扱作業主任者 ☐ 乾燥設備作業主任者 ☐ 危険物取扱者
	主な衛生措置関係
	☐ 下水道法に定められた特定施設設置届 ☐ 水質汚濁防止法に定められた特定施設設置届

(注1) 項目等は主要なものです。全てを網羅しているわけではありません。

(注2) 自治体による上乗せ条例もありますので、詳細については関係機関にお問い合わせください。

各種法令を順守して、お客様に安全・安心を!

全国生活衛生営業指導センター・各都道府県生活衛生営業指導センター

(令和7年7月)

Q1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、全員、クリーニング所に従事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修を受講することが義務付けられています。

関連Q：案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

- 第2型通信制の研修を受講してください。
- また、他の都道府県会場で、定員に余裕がある場合には、受講も可能です。
- 詳しくは、当指導センターにお問い合わせください。

Q2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所(工場や取次店など)又は無店舗取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所の開設の日又は無店舗取次店の営業開始の日から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
- ② 従事している方の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方
(例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。)
【＊クリーニング師の方でクリーニング師研修を受講された方は業務従事者講習を受講したものとみなされます。】
【＊常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。】
【＊専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。】

Q3 第13クール(令和7年度～9年度)の研修・講習内容のポイントを教えてください。

A 研修・講習内容は各都道府県によって多少異なりますが、第13クルールのポイントは次のとおりです。(研修・講習共通)

- ① クリーニングの問題事例(10事例)
問題事例は10事例に絞り、近年事故事例として発生傾向が多い事例を掲載しました。
- ② クリーニング師の役割をわかりやすく列挙
2023年(令和5年)7月に「クリーニング所の衛生管理要領」が一部改正されクリーニング師の役割が明確になりました。
衛生法規及び公衆衛生の関係では5業務、洗濯物の処理関係では2業務について、クリーニング師の役割(実施すべき事項)が明確となりました。
クリーニング師はこの役割(業務)が実施できることが求められています。

< 特別管理産業廃棄物管理責任者 >

今までは別冊だった「特別管理産業廃棄物管理責任者講習テキスト」を、クリーニング師テキストに掲載しました！

クリーニング師研修・業務従事者講習は クリーニング業法で定められた法定研修・講習です

クリーニング師研修

クリーニング所で実際にクリーニング作業に従事しているクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、その後3年を超えない期間ごとに、研修を受ける義務があります。（下記はクリーニング所の例）

- クリーニング工場やクリーニング店
- ホテル等のランドリーサービス
- 業務用おしぼり
- ダストコントロール
- レンタルユニフォーム

業務従事者講習

クリーニング所の営業者は、業務従事者5名につき1名の割合で、開設後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、講習を受講させる義務があります。

- クリーニング所で、取次業務等に従事している方々（クリーニング師を除く）が対象です。

※クリーニング所には「一般クリーニング所」と、洗たく物の処理をせず、受取、引渡のみを行う「取次所」があります。

- 店舗の勤務形態（社員、パート社員などの区分）は問いません。

受講の主な目的

- (1) 衛生法規・公衆衛生に関する知識の向上
- (2) クリーニング業における問題事例の発生原因や利用者（お客様）トラブル発生防止のポイント
- (3) 繊維及び繊維製品の知識や技術の向上策
- (4) 洗濯物の処理に関する知識と技術の提供
- (5) 利用者（お客様）に接する業務従事者の業務知識の向上
- (6) コンプライアンスを重視した従業員管理や環境保護への取組みなど、法令等に留意したクリーニング業界を取り巻く最新情報の提供

法律で定められた法定
研修・講習を受講
することはクリーニング
業に従事する皆様の
義務となります。



お問い合わせ

〒030-0812

青森県青森市堤町2丁目16-11 理容会館1階
公益財団法人

青森県生活衛生営業指導センター

TEL: 017-722-7002

<https://www.seiei.or.jp/aomori/>



厚生労働大臣の基準に
よる知事の指定研修

令和 年度
クリーニング師

研修修了済

クリーニング業法に基づきクリーニング師の
研修を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

(公財) 全国生活衛生営業指導センター

厚生労働大臣の基準に
よる知事の指定講習

令和 年度
クリーニング業務従事者

講習修了済

クリーニング業法に基づきクリーニング業務
従事者の講習を修了したことを証するものです。

有効期間：3年間

(公財) 全国生活衛生営業指導センター